

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月28日	
愛知県知事 殿	
提出者	
本社住所	神奈川県横浜市西区みなとみらい 三丁目3番1号
氏名	三菱重工交通・建設エンジニアリング(株) 取締役社長 塚原 敦
(本紙) 提出者 ; (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
氏名	三菱重工交通・建設エンジニアリング(株) 中部建設統括部長 福田 尚男
電話番号 052-611-5579	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	三菱重工交通・建設エンジニアリング株式会社 <small>ちゅうぶけんせつとうかつぶ</small> 中部建設統括部
事業場の所在地	名古屋市港区大江町6番地の16
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業(D-06)
②事業の規模	請負額: 4,030百万円
③従業員数	71人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事、旧建物解体: がれき類(コンクリート塊)、金属くず、木くず等再資源化 ・ 旧構築物撤去: がれき類(コンクリート塊)等再資源化 ・ 現場分別: 委託収集運搬 ・ 委託再利用および埋め立て処分: 一部再資源不可のものは埋め立て

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙3のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	4,385.6 t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2	
	排出量	13,517.0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊、アスファルト塊、については現在100%と高い再生率にある。 		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設混合物(安定型)については、まだ分別の余地があり再生利用率の向上を図る。無梱包、簡易梱包、木くずの発生を抑制するとともに木くずの分別回収を行う。 ・再生率の高い中間処理業者の選定を行い、再生利用量を向上する。 		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t

	(今後実施する予定の取組)
	—

(第4面)

4

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
—			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
—			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	全処理委託量	4,385.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	254.4 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4,159.3 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

		<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊、アスファルト塊、については現在100%と高い再生率にある。優良認定処理業者への委託増加
--	--	---

(第5面)

5

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	13,517.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	783.9 t	t
	再生利用業者への処理委託量	12,820.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無梱包、簡易梱包、プレカット化、ユニット化等を実施し、木くずの発生を抑制するとともに木くずの分別回収を行う。 ・再生率の高い中間処理業者の選定を行い、再生利用量を向上する。混合廃棄物の分別を強化する。 ・優良認定処理業者の選定。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理管理体制
(令和6年6月1日現在)

三菱重工交通・建設エンジニアリング(株)
中部建設統括部

中部建設統括部

産業廃棄物 統括責任者
中部建設統括部長

産業廃棄物 総括 副責任者
中部建設統括 副統括部長

現地廃棄物 処理責任者
現場所長
工事毎に選任

発生した場合

特別管理 産業廃棄物 管理責任者
下請業者
工事毎に選任

(必要の場合)